

第2回 今後の看護教員のあり方に関する検討会

議事次第

平成21年7月13日（月）

18:00～20:00

厚生労働省共用第8会議室

1. 開会

2. 議事

1) 看護教員の養成について

2) その他

3. 閉会

【資料】

- 資料1 第1回検討会における委員の主な意見
- 資料2 主な検討課題と論点
- 資料3 今後の検討会の進め方（案）
- 資料4 都道府県別看護師等養成所・准看護師養成所及び教員数
- 資料5-1 設置主体別看護師3年課程養成所の専任教員数
- 資料5-2 規模別看護師3年課程養成所数
- 資料6 看護師等養成所の専任教員の要件
- 資料7 看護教員養成講習会実施要領
- 資料8 看護教員養成講習会未受講者の都道府県別割合
- 資料9 看護教員養成講習会の実施状況について（概要）
- 資料10 長野県提出資料
- 資料11 滋賀県提出資料
- 資料12 福岡県提出資料

参考資料 看護教員養成講習会の実施状況について

第 1 回検討会における委員の主な意見

I 看護教員の養成について

【看護教員養成講習会に関して】

- 1年間の看護教員養成講習会は有益である。受講したことで、教員としての姿勢や態度には変化がみられ、組織内でも活躍してくれる。
- 看護教員養成講習会では講義などの指導の仕方は教えているが、教員としての業務をすべて教えているわけではない。もっと現場ですぐに活かせるような内容の教員養成講習会を行う必要がある。
- 毎年実施する県は限られていて、県外に出なければ受講できないといった実情もある。今の実施方法では、物理的な問題や家庭の事情から看護教員養成講習会を受けたくても受けられない人もいるのではないか。
- 看護教員養成講習会を実施する県にばらつきがある。養成所の数や未受講者の数などいろいろな要因があるだろうが、1県で必要な人数が集められないこともある。
- 看護教員養成講習会を受講したくても出来ない人が少しでも受講できるよう、放送大学、通信制、e-ラーニングの活用などの方法を導入してはどうか。
- 特定の施設や研修制度だけでなく、大学での科目履修を認定できるようにすれば、近隣の大学で受講でき、長期間職場を空けずに済むのではないか。
- 養成所から研修には出せない、研修に出すとしても欠員のままという施設もあり、養成所には講習会に送り出すだけのマンパワーや財政の余裕がない。無理をして講習会に出しても、養成所に戻ってすぐやめてしまうことがある。
- 高等学校の看護教員の養成は、看護教員養成コースを有する10数校の課程認可大学で行われるが、コースを選択する学生が少数であるため、養成が少ない。

II 看護教員の継続教育について

【各教育機関での継続教育の現状と課題について】

- 医師は、大学に所属していても病院で外来をするなど患者とかかわりが持てる。看護師の場合、ユニフィケーションを実施しているところでも、病院と学校の仕事を1人がこなすとなると、人数の問題等で限界があり、医師と同様にはいかない。
- 病院と学校のユニフィケーションは身分の保証や給与の関係などの問題で実践できない所が多い。

- 大学等では教師教育という意味で FD(ファカルティ・ディベロップメント)の取り組みが義務づけられているが、さらに看護実践能力を活かせるような FD 等の取り組みが必要である。
- 教育や看護実践能力、研究、マネジメントといった内容について設置主体が組織的に教員の研修を体系化しているところがある。
- 大学が養成所も含めた看護教員を集めて公開講座等の講習を開催し、専任教員の卒後教育を担っているところもある。
- 病院に付属の看護学校がある場合、教員が一定期間、希望する病棟で研修を行えるシステムを構築しているところや、採用後の教員研修を体系化し、研究調査日の取得や臨床研修制度等を導入しているところもある。
- 新人教員は即実践が求められその現状は過酷なので、指導教員や助言システムを用意している。
- 大学院修了等キャリアアップした看護教員たちは、大学へ流れてしまう。学習をつんだ教員が養成所で能力を発揮しながら教育にあたるという環境が整っていない。
- 看護教員養成講習会を含め継続教育は絶対に必要であるので、継続教育を受けることへの経済的補助も考えてほしい。

【教員に求められる資質と評価について】

- 看護師の専門能力、臨床実践能力を看護教員になってからも維持することは困難であり、臨床を離れている看護教員に看護実践能力を求めるのは無理がある。
- 看護実践能力と教育実践能力のどちらも必要で、そのバランスが大事であり、両方を補い合うシステムを作ることが重要である。
- 看護教員には教育学、教育論が不足しており、その視点を育てる必要がある。
- 教育的まなざしを学生に伝える技と知性としてのコミュニケーション能力が看護教員には必要である。
- 学生は多様化しており、看護教員には指導力やカウンセリング能力等も求められているが、画一的ではなく、個々の能力を高めていけるような仕組みが必要である。
- 文字を読む、書く力といった基礎学力の差が他分野の教員に比べて大きい。
- 看護教員の役割は、臨床実践能力の担保ではなく、誰に学生を預けたら優れた臨床実践の指導をしてもらえるかを見極め、状況を説明できることが重要である。教員には時代の要請に合ったカリキュラムを作成できることが求められる。
- 教員の自己、他者評価システムが5年一貫校では浸透しつつある。

【自己研鑽について】

- 臨地実習指導と講義にほとんどの時間を費やし、自己研鑽の時間が十分にとれていない現状がある一方で、研修に積極的に参加する人が多い養成所もある。
- 専門看護師の資格を有する教員の中には、定期的に病院の外来に出たり、臨床との研究会を作ったりして、臨床とのつながりを持っている者もいる。
- 臨床での自己研鑽を研修として位置づけるなど、自己研鑽の機会を組織的にシステムとして確保していくことが必要である。

【今後の継続教育のシステムについて】

- 看護教員の成長を新任、中堅、ベテランといった段階別モデルを作成して対応するとよい。
- 大学が行っている講習等の教員の継続教育を各都道府県で行えるよう体制化する必要がある。
- 看護教員のキャリアアップやユニフィケーションのシステム化を考える必要がある。

Ⅲ 臨床家の活用と臨地実習の指導体制について

【臨床家の教育者としての活用】

- 臨床の実習指導者は、看護師の業務と兼任でしか学生と関わっていないので、専任として関われる人の配置を義務づける取組みや、学生が行う学内演習から関わることができるシステムが必要である。
- 看護教員が高度な看護実践能力を維持するためには、病院内での看護実践能力の活用をどのように考えるかが大きな課題である。
- 看護教育において臨床家と看護教員の協働の仕方について、その仕組みづくりが重要である。
- 高度実践能力を持つ看護職員（認定看護師や専門看護師等）を教員として活用するシステムを作る必要がある。
- 臨地実習指導に関わる看護教員や臨床の実習指導者といったマンパワー不足から、学生に安全に実習を行ってもらおう環境を整えるのに苦労している。

【臨地の実習指導者について】

- 病院によっても実習指導者の配置数に差があるが、実習病院で職員を実習指導者講習会へ派遣する際は、病院の負担であり、経済的支援がないのが厳しい。

- 小さい病院が病院だけで実習指導者を養成して配置するということは不可能であり、学校で養成費用を負担しないと動かない現状がある。
- 臨床の実習指導者も含めて実践能力のある人が、実習にきた学生に関われる体制作りが必要である。

主な検討課題と論点

1. 質の高い看護教員を養成するための看護教員養成のあり方及び要件について
 - ・ 看護教員養成講習会の実施体制は、各都道府県によって異なるが、ブロック単位などで調整する必要があるか
 - ・ 看護教員養成講習会の質の充実・確保をどのように図るか
 - ・ 看護教員養成講習会の未受講者を減らすためにはどのような方策が必要であるか
 - ・ 看護職員や教員の高学歴化が進む中で、現在の専任教員の要件をどのように考えるか

2. 看護教員の継続教育について
 - ・ 現状を踏まえ、看護教員の新任時期から連続した継続教育の仕組みをどのように考えるか
 - ・ 看護教員の資質を高める継続教育にはどのような内容が必要か
 - ・ 看護教員の継続教育の方法として、どのようなことが考えられるか
 - ・ 看護教員の実践能力を高める方策にはどのようなものがあるか

3. 臨床家の活用と臨地実習の指導体制について
 - ・ 臨地実習の質を確保するにはどのような指導体制の整備が望ましいか
 - ・ 臨床家を効果的に活用するためにはどのようなシステムが考えられるか

今後の検討会の進め方（案）

【第2回・第3回】

質の高い看護教員を養成するための看護教員養成のあり方及び教員の要件について

【第4回】

看護教員の継続教育に関する現状と課題について

【第5回】

看護教員の継続教育システムのあり方について

【第6回】

臨床家の活用と臨地実習の指導体制について

【第7回】

とりまとめ（案）

都道府県別看護師等養成所・准看護師養成所及び教員数 (平成19年4月)

資料4

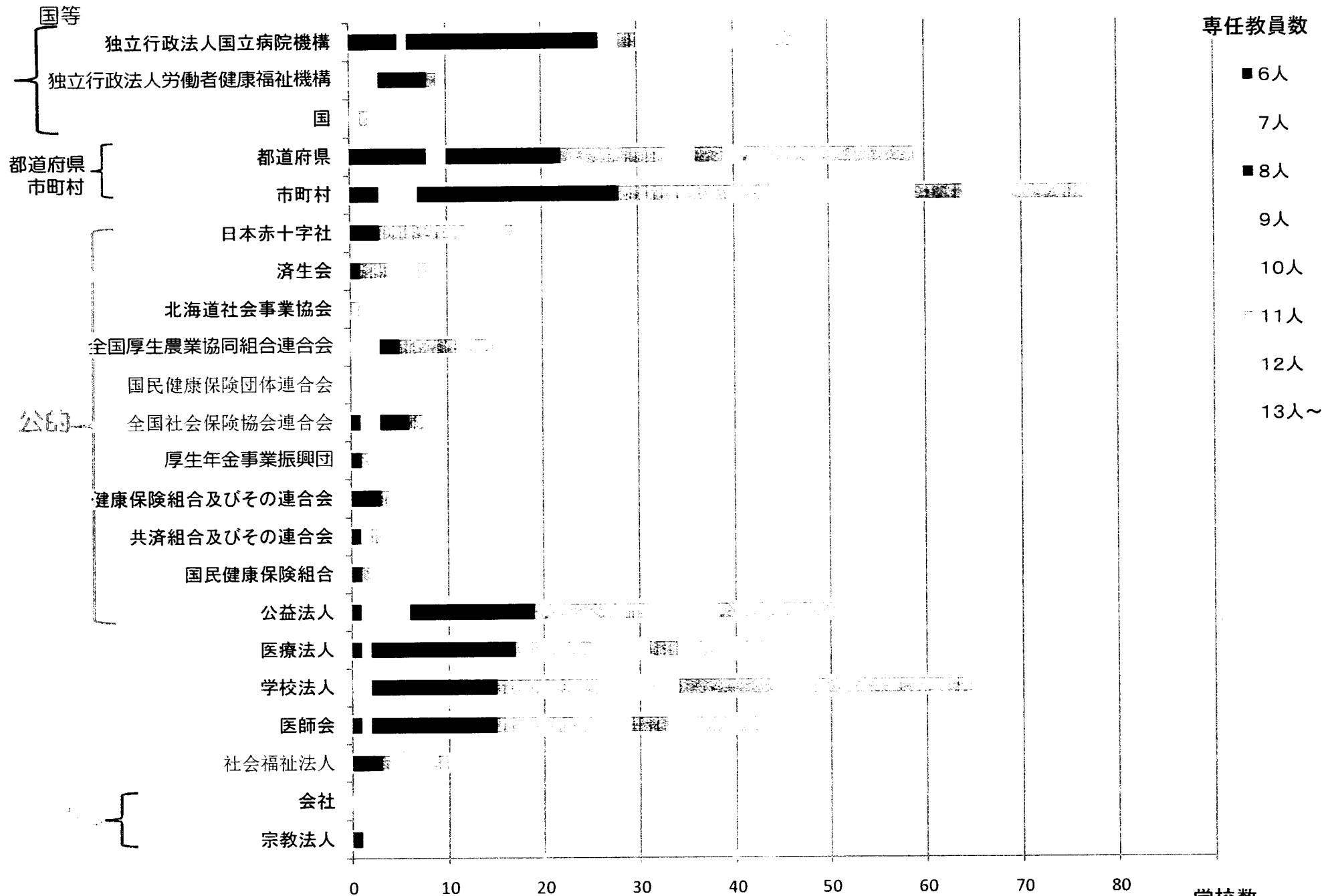
都道府県	看護師等養成所注)		准看護師養成所注)	
	養成所数(校)	教員数(人)	養成所数(校)	教員数(人)
北海道	45	428	13	79
青森	7	52	6	30
岩手	10	76	3	11
宮城	10	81	6	36
秋田	6	71	1	5
山形	7	54	1	3
福島	14	140	7	24
茨城	13	133	6	39
栃木	10	107	7	32
群馬	13	93	9	42
埼玉	33	406	17	103
千葉	25	295	6	28
東京	44	530	16	75
神奈川	27	338	8	51
新潟	13	127	2	8
富山	9	88	2	9
石川	7	76	2	8
福井	6	54	1	3
山梨	4	57	1	5
長野	13	108	5	21
岐阜	12	111	8	36
静岡	17	177	2	9
愛知	36	453	7	54
三重	13	103	1	4
滋賀	9	106	2	10
京都	15	175	3	19
大阪	47	513	12	89
兵庫	24	253	8	39
奈良	10	97	1	9
和歌山	7	82	1	4
鳥取	3	35	3	10
島根	4	29	3	12
岡山	14	153	1	3
広島	13	145	8	63
山口	12	126	7	22
徳島	4	45	3	15
香川	5	57	7	21
愛媛	9	96	2	11
高知	7	64	3	15
福岡	24	245	18	119
佐賀	8	85	6	35
長崎	7	70	5	36
熊本	10	92	7	42
大分	6	56	6	31
宮崎	8	68	6	33
鹿児島	17	165	6	31
沖縄	4	61	1	12
合計	661	6,976	256	1,396

注) 看護師等養成所(全日・定時・通信制)数:2年課程・3年課程・保健師課程・助産師課程・統合カリキュラムの養成所数
 准看護師養成所数:高等学校衛生看護科は除く

看護師等養成所数及び教員数は14条報告、准看護師養成所数は看護関係統計資料集、教員数は都道府県報告より

設置主体別看護師3年課程養成所の専任教員数

資料5-1

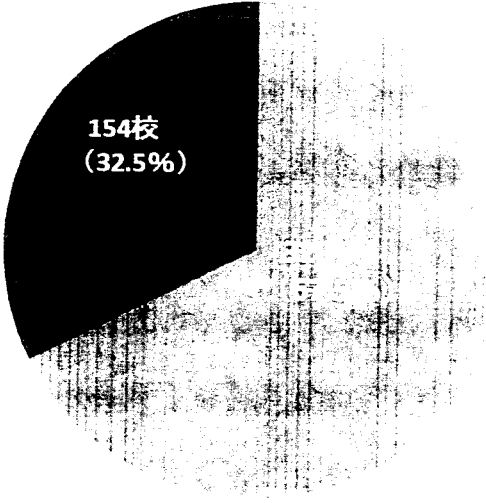


規模別看護師3年課程 養成所数

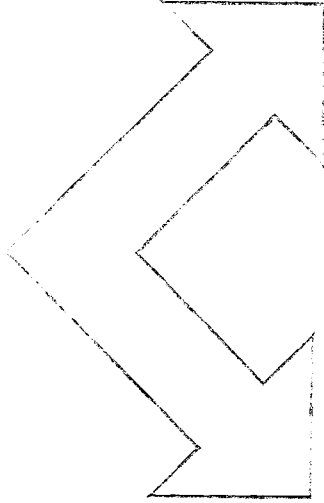
資料5-2

全体
合計474校

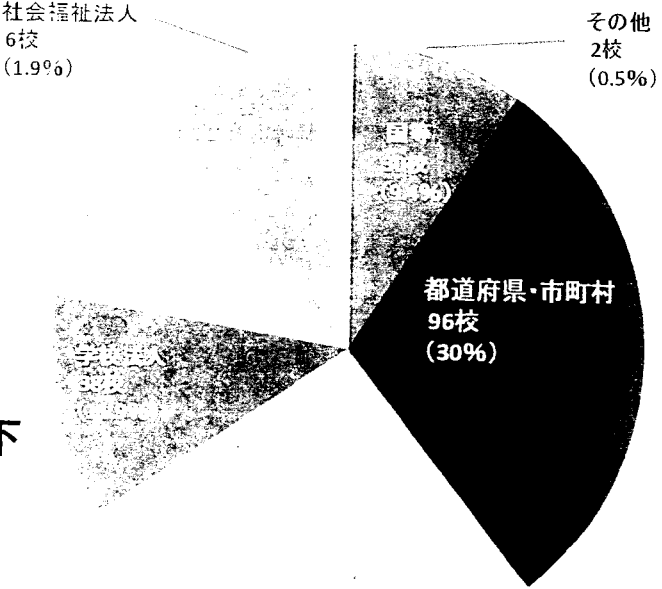
1学年定員40人以下
合計320校



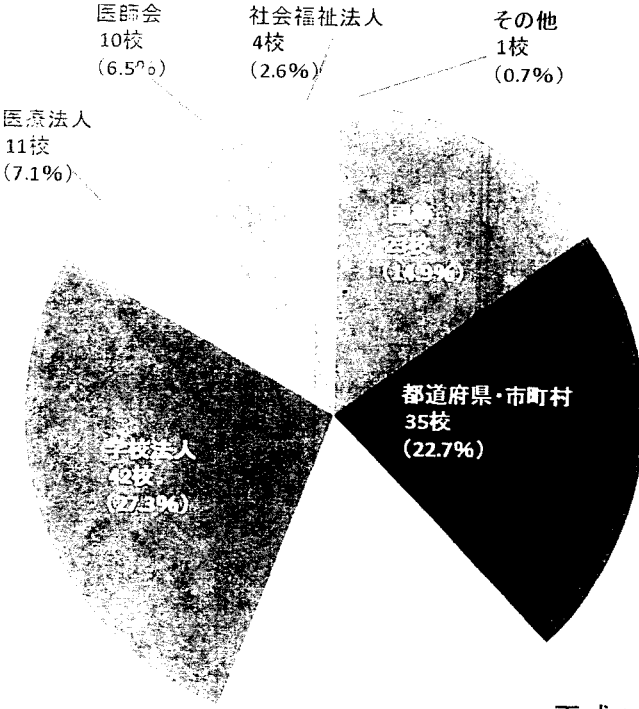
40人以下 41人以上



1学年定員41人以上
合計154校



- 国等
- 都道府県・市町村
- 公的
- 学校法人
- 医療法人
- 医師会
- 社会福祉法人
- その他



【看護師等養成所の専任教員の要件】

看護師等養成所の専任教員になることができる者

- ア. 5年以上業務に従事し、専任教員として必要な研修^{注1}を修了した者
- イ. 3年以上業務に従事し、大学で教育に関する科目^{注2}を履修して卒業した者
- ウ. 看護師(保健師・助産師)の教育に関し、ア. と同等以上の学識経験を有すると認められる者

注1 「専任教員として必要な研修」

- ・厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程
- ・厚生労働省が認定した看護教員養成講習会(旧厚生省が委託実施したものを含む。)
- ・国立保健医療科学院の専攻課程(平成一四年度及び平成一五年度 旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コースを含む。)及び専門課程地域保健福祉分野(平成一六年度)

注2 「教育に関する科目」

教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目のうちから、合計四単位以上

{ 看護師等養成所の運営に関する指導要領について 第四-1
{ 看護師等養成所の運営に関する手引きについて 第四-1-(1) より

○看護教員養成講習会実施要領（平成 10 年 3 月 4 日健康政策局長通知）

1 目的

看護職員の養成に携わる者に対して必要な知識、技術を修得させ、もって看護教育の内容の充実向上を図ることを目的とする。

2 講習会の実施

講習会は、都道府県又はこれに準ずるものとして厚生省が認める者が実施するものとする。

ただし、都道府県が実施する場合において、事業の目的達成のため必要があるときは、業務の一部をその適当と認める者に委託することができる。

3 期間

原則として八か月(九〇〇時間)以上

4 受講対象者

保健婦、助産婦又は看護婦として五年以上業務に従事した者であって本講習会修了後看護教育に従事する者とする。

5 受講者数

原則として一か所三〇人以上とする。

6 教育内容

別紙一の講習科目を標準とすること。

7 教室等

- (1) 講習期間中専用に利用できる教室（八〇㎡以上）が確保できること。
- (2) グループワークをするための部屋（演習室）が確保できることが望ましいこと。
- (3) 必要な図書を有する図書室を利用できること。
- (4) 教室等は採光、換気等が適当であり、学習環境にふさわしい考慮がなされていること。

8 講習会担当者

専任の教育担当者及び事務担当者を配置すること。

なお、教育担当者は、原則として次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 看護教員養成講習会等の修了者で専任教員の経験を有する者
- (2) 保健婦、助産婦又は看護婦として保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則(昭和二十六年文部省・厚生省令第一号)別表三の専門分野の教育内容のうちの一つの業務に三年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修したもの

9 講師

- (1) 講師は大学教授、助教授又はこれに準ずる者とする。

ただし、これらの者とするのが困難な場合は、看護婦等養成所の教務主任等とすることができる。

- (2) 看護教育課程等のグループワークの指導者については、必要数を確保すること。

10 経費

国は予算の範囲内で別に定める基準により補助を行うものとする。

11 手続等

(1) 講習会を実施しようとする者は、毎年度二月末日までに次の事項を記載して認定申請書を本職あて提出すること。

なお、認定申請は、実施しようとする講習会ごとに行うものとする。

また、申請後、その内容について変更がある場合には、あらかじめ変更申請を行い、承認を得ること。

ア 開催の目的

イ 主催者の名称及び主たる事務所の所在地

ウ 講習会に要する経費の収支予算

エ 講習会の名称

オ 講習会の会場名及びその所在地

カ 開催期間及び日程

キ 受講者の定員

ク 教育内容

ケ 各教室の用途及び面積

コ 専任の教育担当者及び講師の氏名、担当科目及び時間数並びに職業及び職位

サ 専任の事務担当者の氏名

シ 講習会の経費について、10に定める基準により、別途、補助の申請を行う予定の場合はその旨

(2) (1)の認定申請書には次に掲げる書類を添えること。

ア 専任の教育担当者の履歴書

なお、履歴書は、教育担当者として必要な経歴を有することを明らかにするものとする。

イ 都道府県が業務の一部をその適当と認める者に委託する場合は、委託契約書(写)

ウ その他参考となる資料

(3) 講習会の主催者は、その開始の日の二週間前までに、受講者名簿を本職あて提出すること。

(4) 講習会修了者には、修了証(別紙二)を交付すること。

(5) 受講者の出席状況を的確に把握し、出席状況が不良な者については修了を認めないものとする。

(6) 講習会の終了後は、一か月以内に次の事項を記載した実施状況報告書を本職あて提出すること。

ア 修了者数

イ 講習会の実施状況の概要及びその評価

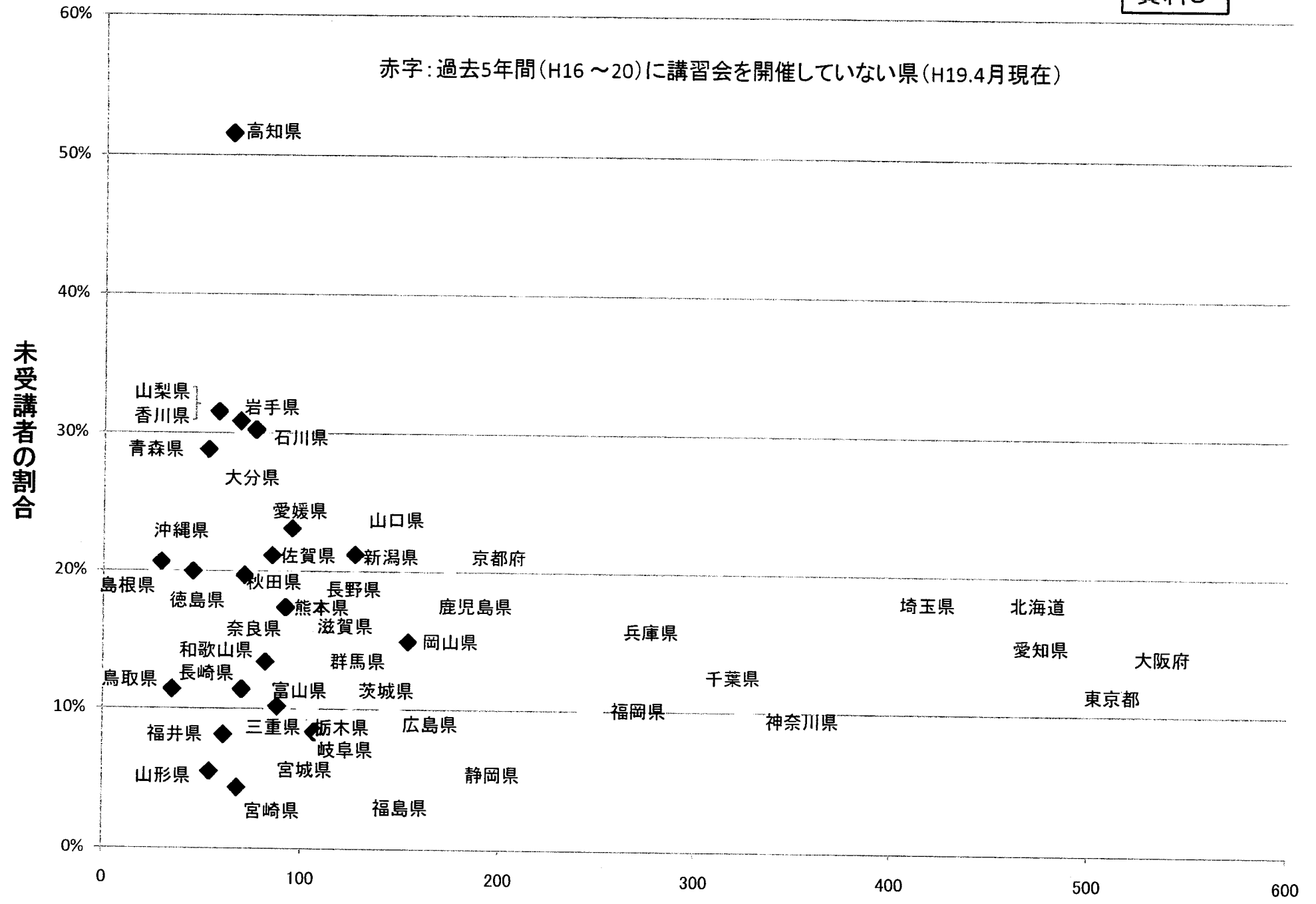
(7) 修了者に関する記録その他の講習会の実施に関する記録は、適切に保管すること。

<別紙1 看護教員養成講習会教育内容>

区分	教育内容	授業内容	時間数	備考
基礎分野 (看護教員として必要な基礎知識を学ぶ。)	看護教育の基盤	論理学 哲学 情報科学 等	計 60	
教育分野 教育に関する分野 (教育の原理を系統的に学ぶ。)	教育の基盤	教育原理 教育方法 教育心理学 教育評価	計 90	教育方法、教育評価は、看護に関する科目に含めることもできる。
専門分野 看護に関する分野 (看護学の教授、学習活動に関する理論を学ぶ。)	看護論	看護論 看護論演習	30 30	
	看護教育学	看護教育論	15	看護教育史を含む。
		看護教育制度	15	
	看護教育課程	看護教育課程	60	
		看護教育課程演習	45	
	看護教育方法	看護教育方法	90	授業案作成と模擬授業を含む。
		看護教育方法演習	90	
		看護教育実習	90	
	看護教育演習	在宅看護論演習	30	
専門領域別演習		90		
看護教育評価研究	看護教育評価	30		
研究	研究方法	60	研究の基礎及び事例研究、調査方法を含む。	
看護学校経営	看護学校管理	15		
小計			690	
その他			60	看護教員養成に必要と思われる教育内容とする。
合計			900	

看護教員養成講習会未受講者の都道府県別割合

資料8



看護教員数

厚生労働省看護課調べ

看護教員養成講習会の 実施状況について（概要）

目的

各都道府県における「看護教員養成講習会実施要領」(平成一〇年三月四日健政発二四一号)に基づく看護教員養成講習会の実施状況及び課題から、現状を把握する。

対象

過去5年間(平成16～20年)に教員養成講習会を実施した都道府県

⇒ 22ヶ所 + 看護研修研究センター1ヶ所

過去5年間(平成16～20年)に教員養成講習会を実施していない都道府県

⇒ 25ヶ所

1. 過去5年(平成16～20年)に実施している22都道府県

(※部分のみ看護研修研究センターのデータを含む)

1) 受講者の状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
開催都道府県数	11	10	10	13	12
総定員	440	435	410	519	489
応募者総数	527	457	464	533	507
受講者総数	419	390	397	470	458

2) 県外受講者について

受け入れ人数	0～24人								
受け入れている都道府県	22ヶ所								
受け入れに対する方針	<table> <tbody> <tr> <td>定員が下回るため受け入れる</td> <td>10ヶ所</td> </tr> <tr> <td>県内者優先だが受け入れ可</td> <td>10ヶ所</td> </tr> <tr> <td>基本的に県内者のみ</td> <td>1ヶ所</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1ヶ所</td> </tr> </tbody> </table>	定員が下回るため受け入れる	10ヶ所	県内者優先だが受け入れ可	10ヶ所	基本的に県内者のみ	1ヶ所	その他	1ヶ所
定員が下回るため受け入れる	10ヶ所								
県内者優先だが受け入れ可	10ヶ所								
基本的に県内者のみ	1ヶ所								
その他	1ヶ所								

3) 定員を上回った場合の選抜方法※

書類審査・面接・小論文を実施	5ヶ所
県の推薦、審査	13ヶ所

4) 講習会実施に当たっての工夫

近県と持ち回り制
 需給調査を実施
 ブロック内の情報交換
 5年毎に開催など

5) 教員確保に関する都道府県の方針

有り	10ヶ所/22ヶ所		
↳ 方針	<table> <tbody> <tr> <td>必要に応じて看護教員養成講習会を開催</td> </tr> <tr> <td>大学4単位教員にも看護教員養成講習会を勧めるなど</td> </tr> </tbody> </table>	必要に応じて看護教員養成講習会を開催	大学4単位教員にも看護教員養成講習会を勧めるなど
必要に応じて看護教員養成講習会を開催			
大学4単位教員にも看護教員養成講習会を勧めるなど			
無し	12ヶ所/22ヶ所		
↳	「各養成所に任せている」という回答が大部分であった		

6) 看護教員養成講習会実施における主な課題・要望※

受講者の確保	11ヶ所
講師の確保	10ヶ所
予算の確保	7ヶ所
委託先の確保	4ヶ所
講習会担当者の確保	4ヶ所
統一された基準で各厚生局による毎年の実施	4ヶ所
必要経費に対する国の補助	3ヶ所

2. 過去5年(平成16～20年)に実施していない25県

1) 看護教員養成講習会を実施しない理由

受講希望者が少ない	12ヶ所
委託先の確保困難	8ヶ所
講師の確保困難	1ヶ所
その他	4ヶ所

2) 教員確保に関する県の方針

有り	11ヶ所		
↳ 方針	<table> <tbody> <tr> <td>県立養成所については、教員確保に向け、看護教員養成講習会受講のための予算措置を行っている</td> </tr> <tr> <td>開催県への推薦を積極的に行っている など</td> </tr> </tbody> </table>	県立養成所については、教員確保に向け、看護教員養成講習会受講のための予算措置を行っている	開催県への推薦を積極的に行っている など
県立養成所については、教員確保に向け、看護教員養成講習会受講のための予算措置を行っている			
開催県への推薦を積極的に行っている など			
無し	14ヶ所		
↳	「各養成所に任せている」という回答が大部分であった		

長野県における 看護教員養成講習会

長野県衛生部医療政策課看護係
看護師 竹前 敦子

1

開催に至った経緯

平成19年度の状況

(1) 県内の看護師等養成所における未受講者数

課程	課程数	専任教員数	未受講者数
3・2年課程	13	111人	12人
准看護師	5	20人	8人
合計	18	131人	20人

(出典:保健師助産師看護師法施行令第14条及び20条の報告)

(2) 平成21年度に新規開設予定校があり、講習会受講希望者は30名。



県内養成所専任教員の未受講者を解消し、看護基礎教育の充実・発展による質の高い看護職員の育成を図るため、平成20年度に看護教員養成講習会を開催する。

2

講習会事前準備について

- 開催の必要性を関係機関に理解してもらう
- 事前に受講希望を調査する
養成所の教員だけでなく、病院に勤務する看護職からの希望も出てくる。(8名)
- 病院への受講者派遣の依頼
看護師不足の状況(7対1が取れなくなる等)をあげて派遣に消極的(8名→4名のみ受講となる)
- カリキュラムの検討
基本から講習会のあり方を組み立てるのに時間をかけた
長野県ならではの講習会を実施したい
他県の状況を調べて参考にする

3

カリキュラム検討会の開催 (平成19年度)

- 開催時期・回数 8月～11月 4回
- カリキュラム検討委員人員・構成 5名
専任の教育担当者(講習会のために採用)
県内の看護師等学校養成所の専任教員
長野県看護協会教育担当者
- 検討内容
カリキュラム作成・講師の選定・実習施設の選定
運営方法の検討
- 検討において困った点
教育担当者が講習会のために採用されたが、事務的なことは県の担当者が行ったため、当初は連携がスムーズにできず、一つ一つの検討に時間を要した。 4

実施状況

- 研修期間5月12日～2月27日
(10か月間・915時間)
- 受講対象者受講対象者
本講習会終了後看護教育に従事する者
受講者数29名(内県外者2名)
- 研修場所 長野県看護職員研修センター
- 教育体制専任の教育
担当者及び事務担当者の配備
- 長野県看護協会に委託して実施

5

事前準備の段階で明らかになった 講習会の課題について①

- 講師の確保をどうするか
領域別看護学・教育関係の依頼できる講師が少ない
- 教育実習施設の確保をどうするか
ほとんどの養成所が講習会の受講者を出すため学生の教育で
手一杯の状況になるのではと受け入れに消極的



講師・教育実習施設との交渉

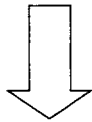
- 講師の確保は、大学・養成所の先生方の紹介により幅広く交渉を重ねる
- 教育実習施設は、実習形態や内容について詳細に打合わせをし、講習会開催のための協力をお願いし最終的には県内ほぼすべての養成所が実習を受け入れる。

6

事前準備の段階で明らかになった講習会の課題について②

- 受講生の確保

受講希望の事前調査	30名
県内最終応募人員	25名



予想していたより、希望者が少ない
県内で開催するのだから多く出して欲しい
開催を希望していたのになぜ？

養成所側の課題

受講生が希望しても、養成所の体制にゆとりがなく一度には出せない

県の課題

よりよい教育のため、未受講者の解消は一刻も早く解決したい

取り組むべき方向性

養成所側の取り組み

先を見越した教員養成計画を立てる

学生のためによりよい教育環境を目指す

県の取り組み

県内の教員の状況を把握・分析し
効果的な講習会の開催を検討する

実施してみたの評価

- 主催者
手探りの状態で準備をしたので、本当にこれでよかったのかとの不安が残った
- 受講生
受講目的は達成できたとの評価
それぞれ高い志を持って講習会に臨んだためではないかと考えられる
- 講師
カリキュラム内容が適切であった
受講生の意欲が高く、講義しやすかった
しかし、2年連続開催の講師は大変

9

全体を通して

- 教育経験のない担当者による開催は、事前の準備に多くの時間が必要になる。
- 看護研修研究センターへ相談できることに気づいたのは、開始直前であったことも時間を要した一因と考える。
- 今回、カリキュラム作成に1年、その後の講師及び教育実習場所の確保にも多くの時間を要した。
- 準備をしっかりと行わないと、講習会直前まで講師及び教育実習施設も確保できない

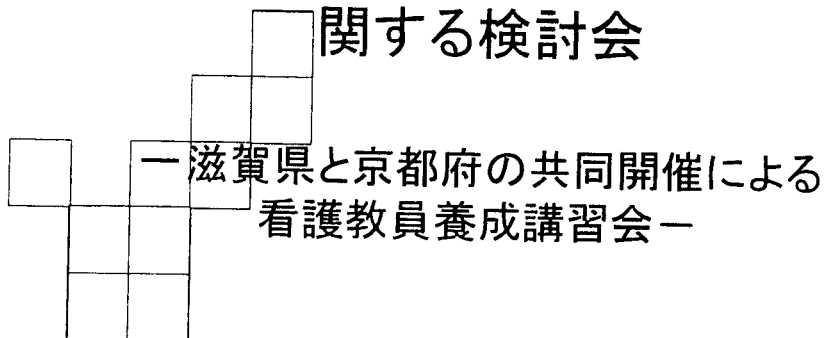
10

サポートとして期待すること

- 講師確保が困難な科目については、国による講師派遣や講師への依頼
- 県の講習会担当者に対して、教員養成講習会に向けて必要な研修の開催
- 国が中心となってブロック単位で開催出来るようなルール作り

今後の看護教員のあり方に 資料11

に関する検討会



平成21年7月13日
滋賀県健康福祉部医務薬務課
中西京子

1

I. 共同開催に至った経緯

1. 開催当時の状況(平成15年度)
 - 京都府: 以前は毎年講習会を実施していたが、徐々に府内受講者が減少し平成11年度以降は3年毎の実施となっていた。
【参考: 平成15年度の未受講率22.6%】
 - 滋賀県: 平成6年度の実施以降、県での開催はなし。
【参考: 平成15年度の未受講率は、24.6%】



京都府から共同開催への打診があり、滋賀県も未受講率が高いことから共同開催についての検討を行い決定となる

2

2. 両府県の検討内容

- 開催年度について
滋賀県:平成16年度から開催したいが無理か
京都府:準備期間や開催場所の確保等から考えると無理
平成17年度開催の方向で検討したい
- 経費について
滋賀県:国庫補助と受講者負担で賄いたい
受講者の負担金を上げ一般財源の持ち出しは避けたい
京都府:国庫補助、受講者負担、一般財源を考えている
一般財源は受講者の人数により両府県で応分の負担としてはどうか
- 開催の形態について
滋賀県:今までは、県直営で実施していたが、今後は委託
先をどこにするか検討したい
京都府:府看護協会委託

3

II. 運営方法について

1. 共同開催の基本的考え方

- ①経費について
 - ・開催県が国庫補助金の申請および前年度の準備委員会も含めて予算化する。
 - ・受講料について
滋賀県・京都府・・・10万円
他府県・・・15万円
- ②実施方法
 - ・カリキュラム編成、講師依頼等の事前準備、受講料の収入、修了証書の発行は県が担当
 - ・講習会の開催運営および講習会集録集のとりまとめは看護協会へ委託
- ③実施時期について
 - ・2年毎の開催とする
- ④開催の形態について
 - ・企画は開催県が担当
 - ・実施は、看護協会等への委託とする

4

2 共同開催での実施状況

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
滋賀県	準備委員会	講習会の実施			準備委員会	講習会の実施
京都府			準備委員会	講習会の実施		

■ 準備委員会:

- ・次年度開催県が担当
- ・準備委員は開催県で選出、事務局は両府県担当者
- ・開催要綱の作成、カリキュラムの作成、講師の選定
受講者の選定等

5

	平成17年度	平成19年度	平成21年度
開催県	滋賀県	京都府	滋賀県
期間	8ヶ月	8ヶ月	8ヶ月
受講者に関して	45名 (滋賀県:13名) (京都府:21名) (県外:11名)	35名 (滋賀県:10名) (京都府:18名) (県外:7名)	35名 (滋賀県:11名) (京都府:19名) (県外:5名)
	(県外生の内訳) 兵庫県・和歌山県 三重県・岡山県 大分県・佐賀県 宮崎県・鹿児島県	(県外生の内訳) 兵庫県・和歌山県 愛媛県・徳島県 石川県・秋田県	(県外生の内訳) 兵庫県・奈良県 福井県・香川県 鹿児島県
開催の形態	滋賀県看護協会委託	京都府看護協会委託	滋賀県看護協会委託
経費	10,342千円 (国庫:52,92千円)	11,555千円 (国庫:5,305千円)	9,024千円 (国庫:5,274千円)

6



Ⅲ. 共同開催における成果及び課題

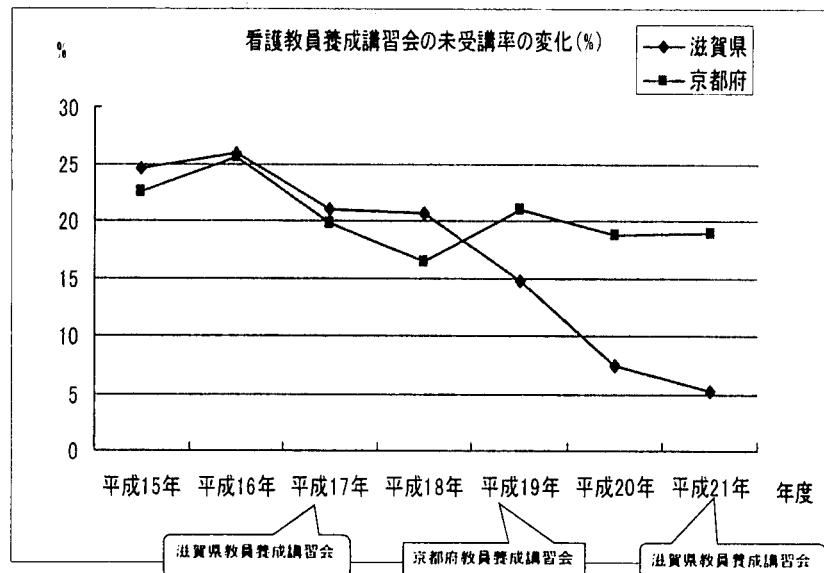
1. 共同開催後の成果

- ・滋賀県: 2年に1回の開催により未受講者が減少
- ・京都府: 開催の翌年は減少、職員の異動・退職等で変動はあるが隔年での受講の機会が確保できた。

2. 共同開催における課題

- ・講師料が開催県により異なる
滋賀県は、県の規定による講師謝金
京都府は、看護協会の規定による講師謝金
- ・受講生の確保が困難
理由:
①病院は、看護師確保のため出せない
②認定・専門看護師の受講希望者の増加
③看護教員養成講習会の開催県以外の府県に募集をかけても集まらない
- ・県の財政困難から一般財源からの持ち出しは厳しい

7



8



IV. サポートとして期待すること

「看護教員養成講習会実施要領」の見直し

①期間及び時間数について

- ・1年間の講習とする。(詰め込みの教育ではなく、自ら考える力をつける教員)
- ・単位制として他の講習との互換性を持たせる。
- ・評価の視点を明確にする。

②各都道府県での実施について

- ・各厚生局単位での統一したカリキュラムによる実施
- ・あるいは、大学に看護教員養成課程の設置

2009. 7. 13

資料12

第2回 今後の看護教員のあり方に関する検討会

福岡県看護教員養成講習会の実施における 現状と課題

福岡県保健医療介護部医療指導課看護指導係

1

実施状況

- 昭和45年度より毎年、単独で実施
(企画・運営:福岡県)
- 開催期間 : 8ヶ月間
- 教育時間数: 960時間
(* 実施要領 900時間以上)
- 受講定員: 45名 (当初より県外受講者受け入れ)
- 受講料 : 15万円 (平成19年度まで67,000円)
* 受講料は県外受講者も同額
- 専任教育担当者を講習期間中1名配置
* 専任教員経験者で幹部看護教員養成課程修了
* 現国立病院機構看護部長経験者

2

何故、講習会を継続しているか

専任教員の退職者が多く、教員養成講習会未受講者数は減少しない

県内看護師等養成所 35校45課程 専任教員371名
(平成21年4月)

受講者に占める県内平均受講者数 24.2名

平成17～21年度

専任教員 191名退職(年間平均退職者数 38.2名)

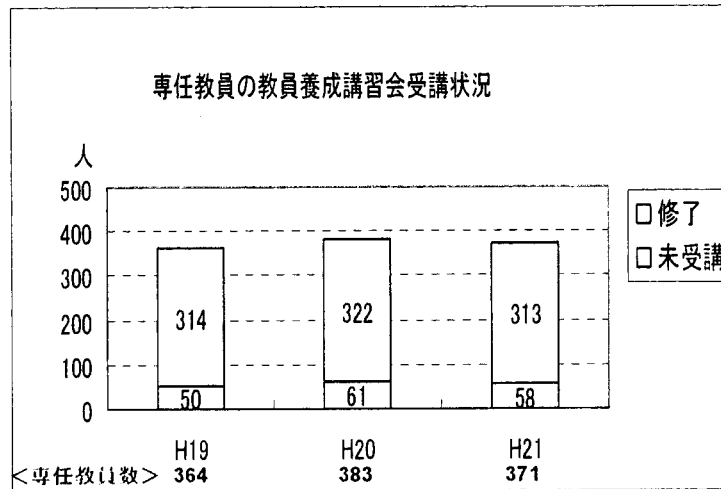
過去5年間(H16～20年度)の退職者調査 35校回答

3

県内看護師等養成所35校(45課程)の内訳

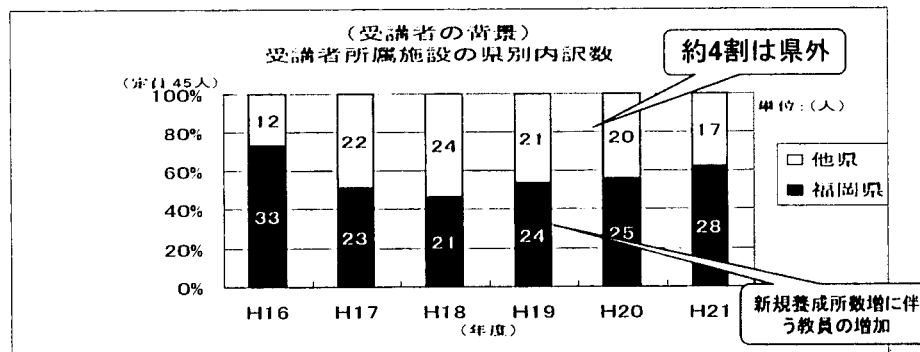
(平成21年4月) (単位:人)

	課程別 養成所数	専任 教員数	講習会 未受講者	大学で教育に 関する単位を 4単位取得
3年課程	14	145	18	32
2年課程 (通信含)	13	114	19	15
准看護師 課程	17	108	21	
助産師課程	1	4	0	0
計	45	371	58 (15.6%)	47 (12.7%) ⁴



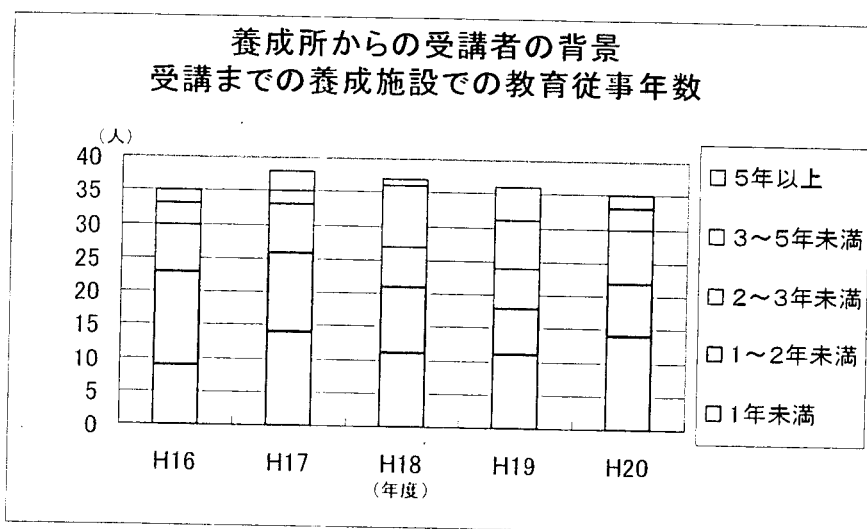
※未受講者は13.7%～15.9%で推移している。

5



他県の内訳	H16	H17	H18	H19	H20	H21
佐賀	2	4	5	6	7	4
長崎	2	3	4	4	3	講習会
熊本	2	3	3	3	4	3
大分	1	2	2	講習会	講習会	1
宮崎	1	2	4	2	0(大分へ)	4
鹿児島	3	3	4	3	4	3
沖縄	1	2	1	1	1	講習会
九州以外	0	3	1	2	1	2
合計	12	22	24	21	20	17

6



* 教員養成講習会未受講のまま3年以上教員として就労している者が養成所からの参加者の1～2割。教育の質の向上のため確実に受講できる体制を確保する必要がある。

7

現状と課題

- ・専任教員の退職者が多く、講習会未受講者が減少しない。
- ・個々の看護経験や基礎学力等の差に応じた、より丁寧な教育内容及び個人指導の必要性がある。
 - ①「自分自身の看護観」「看護教育課程の理解と看護教育方法の修得」に個人差が大きい。
 - ②基礎となる文書力、読解力が不足(看護論レポート等)しており演習や教育実習の運営に講師が苦慮している。
- ・8ヶ月ではゆとりをもった十分な教育内容を確保することが困難である。
- ・長期研修やワークショップ等からメンタル面での問題が発生することがある。
- ・幹部看護教員養成課程修了者が少なく指導的立場の講師確保が困難である。(看護教育方法演習等)



- ・看護経験等に応じた教育内容等の検討
- ・ゆとりのある教育期間の検討
- ・メンタルサポート対策の必要性
- ・評価のためのガイドラインの必要性

8

今後に期待すること

- ・ 教員養成講習会のカリキュラム構築におけるサポート体制の確立
→ 県担当者を対象とした研修会の開催やコンサルテーションシステム
- ・ 評価に対する考え方についてのサポートが欲しい

看護教員養成講習会の 実施状況について

過去5年間(平成16～20年)に教員養成講習会を実施した
22都道府県+看護研修研究センター …1～14ページ

過去5年間(平成16～20年)に教員養成講習会を実施していない25県…15ページ

厚生労働省医政局看護課

2009年7月13日

看護教員養成講習会の定員・応募者・受講者数・倍率・定員充足率

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
北海道	定員	50	50	50	50	50
	応募者(倍率)	41(1)	36(1)	39(1)	37(1)	48(1)
	受講者数(定員充足率)	41(82)	36(72)	39(78)	37(74)	48(96)
宮城	定員				30	
	応募者(倍率)				34(1)	
	受講者数(定員充足率)				34(113)	
福島	定員	40				
	応募者(倍率)	39(1)				
	受講者数(定員充足率)	39(98)				
茨城	定員			30		
	応募者(倍率)			48(1.4)		
	受講者数(定員充足率)			35(117)		
群馬	定員	30			30	30
	応募者(倍率)	51(1.5)			52(1.7)	44(1.4)
	受講者数(定員充足率)	33(110)			30(100)	31(103)
埼玉	定員	45				
	応募者(倍率)	77(2)				
	受講者数(定員充足率)	38(84)				
千葉	定員		30			
	応募者(倍率)		36(1.1)			
	受講者数(定員充足率)		32(107)			
東京	定員	50	45	45	45	45
	応募者(倍率)	77(1.9)	40(1.4)	51(1.3)	38(1.5)	48(1.3)
	受講者数(定員充足率)	40(80)	28(62)	39(87)	26(58)	38(84)
神奈川	定員	40	40	40	40	40
	応募者(倍率)	60(1.4)	65(1.9)	60(1.5)	60(1.5)	55(1.4)
	受講者数(定員充足率)	41(103)	35(88)	40(100)	40(100)	39(98)
長野	定員					30
	応募者(倍率)					29(1)
	受講者数(定員充足率)					29(97)
岐阜	定員		35		35	
	応募者(倍率)		35(1)		33(1)	
	受講者数(定員充足率)		35(100)		33(94)	
静岡	定員		45		30	
	応募者(倍率)		45(1)		32(1.1)	
	受講者数(定員充足率)		44(98)		30(100)	
愛知	定員	30	30	30	35	35
	応募者(倍率)	54(1.7)	47(1.4)	58(1.6)	39(1.1)	41(1.2)
	受講者数(定員充足率)	32(107)	34(113)	36(120)	36(103)	35(100)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
三重	定員				30	
	応募者(倍率)				25(1)	
	受講者数(定員充足率)				24(80)	
滋賀	定員		45			
	応募者(倍率)		45(1)			
	受講者数(定員充足率)		45(100)			
京都	定員				45	
	応募者(倍率)				35(1)	
	受講者数(定員充足率)				35(78)	
大阪	定員	70	70	70	70	80
	応募者(倍率)	64(1)	63(1.1)	64(1)	69(1)	82(1.1)
	受講者数(定員充足率)	63(90)	56(80)	64(91)	67(96)	78(98)
兵庫	定員	50		35		35
	応募者(倍率)	47(1)		35(1)		35(1)
	受講者数(定員充足率)	47(94)		35(100)		35(100)
広島	定員	35		35		35
	応募者(倍率)	49(1.3)		34(1)		27(1)
	受講者数(定員充足率)	37(106)		34(97)		27(77)
山口	定員			30		30
	応募者(倍率)			30(1)		20(1)
	受講者数(定員充足率)			30(100)		20(67)
福岡	定員	45	45	45	45	45
	応募者(倍率)	45(1)	45(1)	45(1)	45(1)	45(1)
	受講者数	45(100)	45(100)	45(100)	44(98)	45(100)
大分	定員				34	34
	応募者(倍率)				34(1)	33(1)
	受講者数(定員充足率)				34(100)	33(97)
計	開催都道府県数	11	10	10	13	12
	総定員	440	435	410	519	489
	応募者総数	527	457	464	533	507
	受講者総数(定員充足率)	419(96)	390(91)	397(99)	470(91)	458(92)
看護研修研究 センター ^{注1)}	定員 ^{注2)}	105	105	120	120	120
	応募者(倍率)	195(1.8)	177(1.6)	182(1.6)	194(1.7)	160(1.5)
	受講者数	107(102)	112(107)	116(97)	117(98)	105(88)

注1)保健師養成所教員専攻は除く

注2)平成18年より看護師養成所教員の定員が増員となっている

直近の開催年度における看護教員養成講習会の実施体制について

	開催期間 (ヶ月)	受講者数 (名)	教育担当者		合計 (名)	講師数 注1)	業務委託先	受講者の 費用負担額 (円)	県外受講者の 設定額(円)
			教育担当者 (名)	事務担当者 (名)					
北海道	8	50	1	1	2	85	なし	70,000	設定なし
宮城	8	30	1	1	2	87	なし	76,558	106,003
福島	8	40	1	2	3	81	なし	130,000	200,000
茨城	10	30	1	兼務1	1.0	95	茨城県看護協会	100,000	120,000
群馬	11	31	1	兼務1	1	91	なし	150,000	170,000
埼玉	12	45	1	1	2	84	埼玉県立大学	140,000	160,000
千葉	10	30	1	1	2	207	なし	0	0
東京	12	45	1	1	2	69	平成19年より東京都看護協会(平成19年までは現首都大学東京に委託)	256,000	設定なし
神奈川	12	39	4	1	5	205	なし	371,848	66,900
長野	10	30	1	1	2	65	長野県看護協会	150,000	170,000
岐阜	8	35	1	1	2	76	岐阜県看護協会	17000~20000	17000~20000
静岡	8	30	1	1	2	73	静岡県医師会	180,000	設定なし
愛知	12	35	2	1	3	84	なし	180,000	設定なし
三重	8	30	3	2	5	78	三重県看護協会	180,000	180,000
滋賀	8	45	1	1	2	78	滋賀県看護協会	100,000	150,000
京都	8	35	1	1	2	81	京都府看護協会	100,000	150000 (京都・滋賀以外)
大阪	8	80	1	1	2	81	大阪府看護協会	100,000	設定なし
兵庫	8	35	1	0	1	79	なし	135,000	135,000
広島	8	35	1	1	2	71	公立学校法人県立広島大学(平成18年度までは、広島県看護協会)	150,000	200,000
山口		30	1	1	2	48	山口県看護協会	100,000	150,000
福岡	8	45	兼務1	1	1	61	なし	150,000	設定なし
大分	8	34	1	2	3	52	なし	150,000	設定なし
看護研修研究センター	12	104注2)	9	5(兼務1)	13	123	なし	0	

注1)「平成16～20年看護教員養成講習会実績報告書」より(一部実数含む)。講師は教育担当者と兼ねている都道府県もある

注2)看護師養成所教員専攻と助産師養成所教員専攻の合計

○=3つ全て実施
 △=3つの内2つを選択して実施
 □=3つの内1つを選択して実施

看護教育実習内容について

	指導時間						指導頻度	その他	指導方法	その他	
	講義	時間	学内演習指導	時間	臨地実習指導	時間					その他
北海道	○		○		○				面接指導		
宮城	△	90	△		△		定期的		面接指導	メール・FAX	
福島	○		○		○		毎日	講義は必ず実施、学内演習及び臨地実習指導は見学実習	面接指導		
茨城	○	30	○	30	○	30	不定期	講義は授業指導案を作成し講義の見学実施後授業の実施している。実習は週案を作成し実習指導を実施している。	面接指導		
群馬	□		□		□	45	定期的		面接指導		
埼玉	○	18	○	12	○	60	不定期		電話等による指導		
千葉	△	40	—		△	40	毎日	基本的には、授業指導案を作成して講義を実施、日案週案を作成して実習指導を実施させてもらっている。実習先の状況によっては学内演習も体験できる。	面接指導	電話・実習日誌などの紙面で	
東京	△	90-100	—		△	24	その他		○教育担当者及び教育実習担当講師は、最低でもオリエンテーションの時期・模擬講義または本講義・反省会には出席し、指導を行っている。 ○実習先の指導教員は毎日指導している	面接指導	メール・FAX・電話
神奈川	△	2	—		△	36	毎日		面接指導		
長野							定期的	原則は見学だが、各養成所に任せている	面接指導		
岐阜	△		—		△		毎日		面接指導		
静岡	○		○		○		定期的		面接指導		
愛知	△		△		○		毎日	実習校の担当教員により、講義・学内演習指導のいずれかを選択してもらい実施、臨地実習指導は必ず実施している	面接指導		
三重	○		○		○		毎日	計120時間	面接指導		
滋賀	□		□		□		不定期		面接指導		

	指導時間							指導頻度	その他	指導方法	その他
	講義	時間	学内演習指導	時間	臨地実習指導	時間	その他				
京都	△		△		△			その他	教育実習校の指導教員による	面接指導	
大阪	△		△		-		実習受け入れ校があれば、学内演習実習を実施	定期的		面接指導	電話
兵庫	△		△		△		各受講生が講義または演習を1単位時間(45分)以上実施する。各受講生が臨地実習指導の見学または学生指導を実施する。他は、実習校の状況に合わせてプログラムを組む。	その他	実習中は実習校の専任教員が指導している。講習会専任教員(教育担当者)はオリエンテーションや実習まとめを運営している。	面接指導	
広島	○		○		○			不定期		その他	実習施設の指導者による指導
山口	△		△		△			不定期		面接指導	
福岡	○		○		○			その他	実習中は実習校の専任教員が指導している。講習会専任教員(教育担当者)はオリエンテーションや実習まとめを運営している。	面接指導	○実習施設の指導者による指導 ○講習会専任教員は必要時実習校に出向いて指導
大分							授業案の作成・模擬授業・学生を対象にした授業・臨地実習への同行	毎日			
看護研修センター	△	(48)	△	(48)	△	42		その他	○センター教官:事前指導を行い、できる限り、授業、カンファレンス指導場面を参観し、振り返りと事後指導を行うことができるように指導の日程を組む ○教育実習受け入れ校の指導担当教員:授業に関しては不定期(ほぼ毎日)に、臨地実習指導に関しては毎日指導する	面接指導	電話、メールでの指導もあり

開催都道府県が独自に設定できる「その他」60時間に含まれる教育内容について

	「その他」の授業内容	左記の授業内容を選択した理由
北海道	①社会保障論 ②文化人類学 ③特別講義：道内の看護の動向、医療安全教育の実際、在宅看護の実際から看護基礎教育への期待、新人教育の実際と基礎看護教育に期待すること	看護教員としての自己啓発を促すため
宮城	①討議法 ②保健医療福祉論 ③看護におけるコーチング ④看護と倫理 ⑤脳科学と教育 ⑥体育 ⑦特別講義	①グループダイナミクス理論を踏まえ討議の基本を学び、集団における学生の気持ちを引き出す技法を学ぶため ②社会保障制度や医療、保健、福祉の動向と連携について理解を深めるため ③コーチングの基礎理論や方法を学び、相手の自発的な行動促進についての理解を深めるため ④看護職としての倫理的態度のあり方について学ぶため
福島	①国際看護 ②災害看護 ③生命倫理 ④カウンセリング技法 ⑤グループワーク ⑥指定規則の遵守 ⑦これからの看護教育 ⑧保健医療論	看護基礎教育において充実強化すべき内容や看護教員として資質の向上を図るために必要な授業内容として設定
茨城	①情報処理論 ②看護倫理学 ③家族看護学 ④カウンセリング等 ⑤災害看護	専任教員としての実務に必要な知識及び技術と考えた
群馬	①看護管理 ②カリキュラム改正の取り組み ③看護基礎教育から臨床における新人教育	①看護の質の向上を図るため看護サービスの管理の現状と課題を理解し、看護基礎教育の役割を認識するため ②看護教育内容をより豊かにするため ③看護教育内容をより豊かにするため
埼玉	①人間関係論 ②家族看護論 ③社会福祉論 ④生命倫理 ⑤看護の動向	①看護・看護教育の基本となる人間関係の本質を学び、看護・看護教育の基礎とするため ②社会状況の変化に伴い、患者のみならず家族に対しても具体的な看護介入が必要な場面が多くなっており、家族看護に関する基礎理論と方法について理解を深めるため ③老人・児童・傷害者をめぐる社会福祉サービスの動向や課題を学ぶことにより、看護職が社会福祉にどう関わることが必要かを考える機会とするため ④医学・医療技術の進展により、人間の生と死が他者に操作されている現状を理解し、看護職として、人間の生命の尊厳を考え直す機会とするため ⑤看護を取り巻く社会状況と社会が看護に求めることとの関係を理解し、看護を实践する上で関わる法規を理解し、社会情勢に目を向けることの大切さを考えられるようにするため
千葉	①チーム発想法 ②情報科学 ③人間関係論 ④青年心理 ⑤女性学	情報化に対応し、教員、学生、関係者との人間関係をスムーズに取れる人材の育成を目指すため
東京	①看護管理学概論 ②看護の統合と実践(医療安全・災害看護・国際看護) ③倫理学(生命倫理学・看護倫理学) ④人間関係論	①看護教育の現場において、リーダー及びマネジメントを担う基礎知識を養うため ②改正カリキュラムに伴う授業内容変更等に対応するため ③看護教育に携わる上で、倫理観の構築は必要不可欠であるため ④看護教育を行う上で、重要なスキルであるため

	「その他」の授業内容	左記の授業内容を選択した理由
神奈川	①ヒューマンサービス論 ②人間関係論	①本大学の理念であるヒューマンサービスを学ぶため ②看護を行うものとして自分を知ること、他者とかかわるといことも必要な学習であるため
長野	記載なし	記載なし
岐阜	①討議法 ②集団指導 ③特別講義	新カリキュラム内容を理解できるよう沿った内容を組み入れた。演習形式で進めるものも多いため円滑な演習を進められるように討議法や集団指導を設定
静岡	①看護行政の動向 ②マナーの哲学 ③生と死 ④アニマルセラピーと看護	看護教育をより豊かにするための最新情報を得る
愛知	①看護管理 ②特別講義	看護教員にも管理的能力が必要であると考えた。また、カリキュラムの主たる教育内容の理解を深められるように設定している
三重	①看護の展望 ②国際社会における看護活動	カリキュラム改正を念頭に置き、国際的、全国的な看護の動向を受講者が理解するため
滋賀	①情報科学 ②情報処理の実際 ③医療における個人情報管理 ④保健医療福祉の動向 ⑤看護の動向 ⑥リスクマネジメント ⑦看護と法律 ⑧特別講演	「自らの教育者としての能力に責任を持ち、常に変化、発展する医療及び教育に対応すべく自己研鑽能力を持つ」という育てたい教員像の目標達成のための科目を検討し上記のような科目を設定した。
京都	①保健・医療福祉の動向 ②看護の動向 ③看護管理 ④医療安全 ⑤看護と法律 ⑥災害看護 ⑦国際看護 ⑧アドボカシーと看護	これからの看護のあり方と課題を学び、看護教育に活かすことを目的とする
大阪	①看護管理 ②クリニカルパス ③看護の動向 ④保健医療福祉の動向 ⑤人権研修 ⑥看護倫理 ⑦医療経済と診療報酬 ⑧リーダーシップ ⑨組織論 ⑩災害看護 ⑪医療安全 ⑫感染予防とリスクマネジメント ⑬文献検索の実際 ⑭看護の日参加	看護の動向に応じた内容を選出している
兵庫	①カウンセリング ②保健医療施策の動向 ③看護と政策 ④看護管理 ⑤実習調整について ⑥災害看護と国際看護 ⑦医療安全教育 ⑧看護の動向 ⑨エビデンスを中心とした看護の専門性	学生気質を理解し、カウンセリングの基礎を学ぶため 県の保健医療行政の理解のため 看護及び看護教育の動向をふまえ、看護教育や専任教員に必要な最新の情報、トピックス的な内容を取り入れるため
広島	①カウンセリング ②社会心理学 ③健康政策論 ④討議法 ⑤医療人類学	看護教育活動に役立つ知識について幅広く学習するため
山口	①社会福祉 ②医療看護の動向 ③カリキュラム改正 ④看護管理 ⑤医療安全他	関連科目として、社会福祉、介護保険等を入れ、特別講義として社会情勢上、必要と考えられる内容を加える

	「その他」の授業内容	左記の授業内容を選択した理由
福岡	①国際看護 ②医療経済学 ③医療安全 ④社会福祉 ⑤討議方法 ⑥人間関係づくり⑦グループワークの進め方 ⑧看護行政の動向⑧実習指導に原理と方法	専門科目を補う科目を追加し、看護を取り巻く社会情勢や動向を視野に入れた内容とした。
大分	①討議方法 ②社会福祉 ③カウンセリング ④医療倫理 ⑤コーチング ⑥特別講義「看護職の自律をめざして」 ⑦看護行政の動向	幅広い知識の導入のため
看護研修 研究セン ター	①情報学 ②健康政策論 ③民俗学 ④身体論 ⑤医療経済学 ③～⑤のうち2科目選択 (いずれも15時間、合計4科目で60時間。)	①拡大する情報の概念を理解し、情報が社会、経済、文化さらには人間の教育や生き方にまで影響を及ぼすことなど、看護学と情報との関係を理解する ②保健医療福祉制度に関して、その動向や政策上の根幹となる問題およびそれらに対する政策決定のプロセスを理解する ③日本人の生活様式や行動特性を学び、人間理解を深める ④自己理解や他者理解の基礎として、人間の身体の動きが示す意味を深く理解する ⑤人の生活における経済的側面のメカニズムや相互関係の法則性を学び、医療・看護を経済的な視点から考える

実施要領に規定する「900時間」を超えて行われている授業内容について

	「900時間を超えた」授業内容	左記の授業内容を選択した理由
北海道	①特別講義 ②研究方法や教育実習等のオリエンテーション・準備 ③レクリエーション	看護教員としての自己啓発を促し、また演習・実習を円滑に進めていくため
宮城	開・閉会式・オリエンテーション(12時間)	
茨城	開講式・閉講式・オリエンテーション・特別講義(15時間)	看護教育及び看護教員のあり方について思考を深めるため
群馬	教育方法を含む論理的思考や人間関係論	看護教育の基礎を重視することにより専門分野の完成度を高めるため
埼玉	特別講義(トピックス)	教育内容をより豊かにするための内容
千葉	①看護管理(15時間) ②女性学(3時間)	看護の質の向上を目指す組織のあり方を学び、また、教員としての豊かな人間性を育てる目的で授業を設定
東京	看護教育実習	看護教育実習は3週間で講義と臨地実習指導を実施しているが、事前訪問や打ち合わせ、教育実習終了後のまとめ等を含めて120時間とした
神奈川	①看護技術論 ②看護教育研究計画 ③看護教育研究演習	①看護の専門性を追求していくうえで看護技術についての考え方を学び、今後の看護教育や看護の実践にいかすことができるため ②看護教育と実践するうえで研究活動は不可欠であり、また学生や現任者に指導していくためにも必要であるため
岐阜	①行事(オリエンテーション) ②研修時間	定められた時間内では演習のまとめ等に十分な検討ができないため研修時間を設けている
愛知	①看護管理 ②看護学教育課程演習	①看護教員にも管理的能力が必要であると考え設定している ②三年課程のカリキュラム全体を編成するには定められた時間では不足なため、60時間とした
滋賀	特別講演「身につけよう医療安全」	
大阪	①基礎分野 ②看護教育課程 ③その他	①情報科学で実習を実施していたため ②演習に向けて各専門分野での授業を取り入れているため ③最新の医療・看護分野の学習のため

	「900時間超えた」授業内容	左記の授業内容を選択した理由
兵庫	①特別講義 ②開講式・閉講式	看護教育に求められる情報や新カリキュラムに対応した教育内容を導入する必要があるため
山口	①看護論 ②看護教育課程 ③看護教育演習 ④研究	慣れない時期に自己学習を入れ、体慣らしとして演習準備を行うために初期に始まる演習時間を増やすことにより、受講生の時間外演習の負担を減らすとともに外部講師の日程変更に対応するため
福岡	①基礎分野(6時間) ②教育分野(15時間)、 ③専門分野(3時間) ④その他(18時間)	関連分野については、カリキュラム改正に伴う各分野の充実を図るため
大分	発達心理学・特別講義	教育の対象である青年期の心理的発達過程の特徴を理解することや、看護及び看護教育の潮流を学ぶことが、看護教員としての質の向上につながるため
看護研修 研究セン ター	①研究方法(15時間) ②特別講義(15時間)	①授業、演習、実習などの指導を行うにあたって、最新の研究知見を活用して教育内容を設定する能力を養うために、研究論文のクリティークを行う時間を確保する。 ②保健医療福祉、教育および人間理解の基礎となる諸分野の碩学の講義を通して、看護基礎教育のあり方を考える力を涵養する。

* 900時間を超えていない県は掲載していない

修了認定の設定について

	修了認定の基準 (出席日数以外に基準を設定している場合)
北海道	①講習会全体の欠席時間が1割を超えないこと ②各授業科目の欠席時間が1/3を超えないこと
宮城	以下のすべての要件を満たした者 ①出席時間数が全授業時間数の90%以上であること ②各授業科目の出席時間数が3分の2以上であること ③受講生としての行動が良好であること
福島	各科目時間の3分の2以上の出席、受講状況において著しく到達目標に達しない場合は修了を認定をしないことがある
茨城	下記の全てに該当する者について修了を決定する ①全講習会日数のうち欠席日数が20日以内であること ②各授業科目のうち2/3以上出席していること ③レポート等を期日までに提出し内容が十分と認められること
群馬	各授業科目の2/3以上出席していること
埼玉	①講習会日数のうち欠席日数が20日以内であること ②各講習科目の3分の2以上出席していること ③各演習の参加度が高く、レポートを期日までに提出し、内容が充分と認められること ④専門領域別演習において模擬授業を実施すること
千葉	設定していない
東京	①出席日数が全授業日数の4分の3以上であること ②授業科目の評価が合格点に達していること ③科目の出席時間数が正規の授業時間数の3分の2以上であること ④評価科目(看護論演習、看護教育課程概論、看護教育課程演習、看護教育方法論概論、看護教育教授方法演習、臨地実習指導方法演習、看護教育評価、看護教育実習)については、担当講師が行う試験、レポートなどが合格基準に達していること ⑤その他の科目は担当講師の裁量による
神奈川	設定していない
長野	全講習会日数のうち欠席日数が20日以内
岐阜	設定していない

	修了認定の基準 (出席日数以外に基準を設定している場合)
静岡	「授業科目評価がB以上であること」授業科目の評価は (1)出席時間数が授業時間の5分の4以上であること。 (2)各授業科目の評価については、授業科目ごとの記載とする。 成績評価基準 A・・・十分目標は達成されている。 B・・・目標は達成されている。 C・・・目標が達成されていない。(不合格であるので、合格基準に達するため再評価を受ける。)
愛知	①各科目の出席時間数が5分の4以上であること ②評価科目(12科目)については、担当講師が行う試験、レポートなどが合格基準に達していること
三重	設定していない
滋賀	設定していない
京都	原則として全科目の規定時間の履修が条件であるが加えて以下に該当する場合修了証書を交付しない ①理由のいかんにかかわらず10日以上欠席した者 ②欠席時間が講義、演習については各科目毎の時間数の3分の1以上、実習は5分の1以上欠席の者 ③受講生として行動等が適切でないと認められた者
大阪	①出席日数が講習期間内に全授業日数の90%以上であること ②各授業科目の出席時間が3分の2以上であること ③受講中に離職しないこと ④「看護論演習」「看護教育課程等演習」の評価がC以上であること)
兵庫	924時間中 900時間の出席を原則とする(欠席時間分は、担当講師の指示したレポート提出)
広島	設定していない
山口	レポート提出
福岡	①出席日数が全授業日数の90%以上であること ②看護論文、教育方法演習および教育実習について担当講師による点数評価
大分	受講態度・課題提出状況
看護研修研究センター	センター教官が担当する科目は認定試験を行う。教育実習はセンターが作成した評価表を使用して教育実習受入れ校において実際に研修生の授業や実習指導を担当した教員、および指導責任者が評価を行う。

教員養成講習会開催に関する方針等について

○県外受講者の受け入れに対する方針

方針	都道府県名
県外希望者を受け入れることは可能だが、県内者が優先である	北海道、埼玉県、千葉県、東京都、長野県、岐阜県、静岡県、京都府、大阪府、大分県
県内者だけでは受講希望者が定員を下回るので、県外からの受講希望者は受け入れている	宮城県、福島県、茨城県、三重県、滋賀県、兵庫県、広島県、山口県、福岡県
県内者からの受講希望者が多いので、基本的に受け入れていないが、ゆとりがあれば県外希望者を受け入れることは可能	愛知県
その他	神奈川(募集要項を県内外へ送付)

○看護教員養成講習会を実施する際の工夫

工夫内容	
県外受講者を見込んで定員数を決定	6都道府県
その他 ○国庫補助制度活用のため30人以上で実施 ○県内関係施設に需要調査を実施 ○東海北陸ブロックとは受講の有無等を早めに情報交換 ○受講者確保のため5年ごとに開催 ○近県の開催を参考とし、事前に県内養成所へ受講希望者数を調査	5都道府県
近県と持ち回り制で開催	2都道府県
特になし	8都道府県
未記入	1都道府県

看護教員養成講習会実施における課題及び要望について

課題	回答数
受講者の確保	11
講師の確保	10
都道府県の財源(予算)確保	7
講習会(教育・事務)担当者の確保	4
実施委託先の確保	4
教室等の確保	3
実習施設の確保	2
講習会への長期派遣が困難(養成所)	2
開催時期や場所等の問題による未受講者の発生	2
バランスのよいカリキュラムの作成	1
2年課程、准看護師課程の受講生が多く演習等の運営に講師が苦慮	1
受講者への支援の増大(学業・メンタル・生活指導)	1
講習内容(カリキュラム・実施評価等)が開催県による差が認められる	1
看護学生の看護実践力を育成できる看護教員養成プログラムの作成が必要である	1
現在も養成所が増えており、講習会の継続が必要である	1

要望	回答数
統一された基準で各地方厚生局による毎年の実施	4
経費(報償費及び旅費以外の経費、準備にかかる費用、会場使用料等の当然必要な経費)に対する補助	3
評価のガイドラインが必要	1

* 過去5年間(平成16～20年度)に看護教員養成講習会を実施した22県からの自由記載(複数回答)をもとに作成

過去5年間(平成16～20年)に看護教員養成講習会を実施していない25県について

○看護教員養成講習会を実施していない理由

受講希望者が少ない	12県
実施委託先の確保が困難	8県
講師の確保が困難	1県
その他	4県

○教員確保に関する県の方針

有り : 11県

<主な方針>

県立の養成所については、教員確保に向け、看護教員養成講習会受講のための予算措置を行っている。

開催県への推薦を積極的に行っている。

看護教員養成所の看護教員確保と看護教員の充実を図るため、専任教員の資格要件である看護教員養成講習会を5年に1回開催している。(開催予定前年度に受講希望の意向調査を行っている。)

未受講教員のいる養成所に対しては、計画的な受講を指導し、厚生労働省看護研修研究センターや、他都道府県主催の看護教員養成講習会の情報提供し、受講を勧めている。

無し : 14県

各養成所に任せている